

長野市農業委員会 第8回総会議事録

- 1 日 時 令和2年9月30日(水)
開始時刻 午後1時30分 終了時刻 午後3時28分
- 2 場 所 講堂(第二庁舎10階)
- 3 出席委員
1番 善財 良治 2番 池田 昌子 3番 青木 保
4番 曾根 信一 5番 田中 章一 6番 岡村 豊
8番 青木 明夫 9番 小林 清男 10番 村田千代春
11番 佐藤 太吉 12番 小滝 愛子 13番 北村 守
14番 中島 清 15番 林部 安壽 16番 羽田 悟
17番 中澤 澄夫 18番 関 正和 19番 吉原 俊夫
21番 酒井 昌之 22番 塚田 厚 23番 和田 修
24番 北原 幸平 25番 北村 正彰
- 4 欠席委員
7番 鈴木 洋一 20番 松田 光平
- 5 会議に出席した職員
農業委員会事務局
事務局長 村松 昭 事務局長補佐 竹下今朝光 事務局長補佐 小林 達也
事務局長補佐 川浦 昇 事務局長補佐 竹内 晃仁 係 長 西澤 忠
係 長 大前 健 主 査 佐藤 康貴 主 事 岡田 悠希
農業政策課
専 門 員 山口 浩之 係 長 小林 博樹 係 長 市川 和正
- 6 議 事
(1) 農地法等に係る事項について
議案第73号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第74号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第75号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第76号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について
議案第77号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による「農用地利用集積計画」の決定について
議案第78号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画(案)の意見聴取について
議案第79号 農振除外等に係る意見聴取について
議案第80号 非農地決定について
報告第26号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
報告第27号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について
報告第28号 農地法第4条の規定による農業用施設(2a未満)の届出について
報告第29号 農用地利用配分計画(案)の報告について
報告第30号 農業地域整備計画に係る農用地区域の変更報告について

報告第 31 号 農業地域整備計画に係る農用地区域の変更報告について
(東日本台風災害に伴う農業用施設の再建)

(2) その他農業委員会業務に係る事項について

議案第 81 号 第 5 回長野県農業委員会大会における要請決議 (素案) について

報告第 32 号 長野市農政懇談会の実施について

曾根会長代理 秋の取り入れの中、大変ご苦労さまです。第 8 回の総会にご出席いただきましてありがとうございます。

会長代理の曾根です。本日の進行を務めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

初めに農業委員会憲章の唱和を行います。

【農業委員会憲章唱和】

曾根会長代理 ただ今から、第 8 回総会を開会いたします。お手元に総会次第及び資料を用意しておりますので、ご確認をいただきたいと思ひます。本日の総会につきましては、現在の出席委員が、在籍委員 25 名中 23 名で過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項に基づき、総会は成立しております。参考までに申し上げますが、本日の欠席委員は、7 番の鈴木委員、20 番の松田委員です。

挨拶ですが、初めに青木会長よりお願いいたします。

青木会長 お忙しいところ、ご参集いただきましてありがとうございます。会長の青木です。本日午前中に、長野市の果樹振興につきまして関係する農業委員と最適化推進委員の皆さま方、計 33 名の方に出席いただきまして、長野市が今、大きな課題としております果樹復興と申しますか、果樹生産が非常に右肩下がりというような状況になっておりますので、これをどういった形で止め、なお且つさらに復興させるかというテーマを持ちまして、議論させていただきました。改めて、話の経過等々含めて本委員会にも一定の形で報告をさせていただきたいと思っておりますので、取りあえずご案内申し上げます。

ただ今、曾根代理からも話がありましたように、いよいよこの善光寺平も本格的な収穫の秋を迎えることができました。本当にうれしい限りです。夏、非常に暑いと申してはいたんですけども、今日限りでクールビズが終わりです。明日からは通常の制服に戻るといふことになりますので、そのへんについてもよろしくお願いいたします。

昨年、台風 19 号で浸水被害を受けました JA ながのの、ながのフルーツセンターも完全に復旧し、本格的に稼働を再開いたしました。主要品目のリンゴの出荷最盛期を前に、関係者の期

待を担ってくれることに嬉しい限りです。再開にご尽力いただきました関係者の皆さま方に、改めて感謝を申し上げたいと思っております。

新型コロナウイルス感染状況は、第2波の拡大もここ長野では沈静化し平常時の対応に戻りつつあります。当面、計画されている諸事業の一部見直しを求められる状況ではありますが、長野としては実施に向けた動きにあり、十分コミュニケーションを取りながら職務を遂行していきたいと考えております。

さて、猛暑の中でスタートいたしました農地利用状況調査、農地パトロールですが、ほぼ計画どおりの進捗で、大変ご苦労さまでした。人・農地プランの実質化活動で、地域での話し合いの中で改めて自分の担当地区をくまなく見て歩くことは、私達の任務から意義ある活動だと認識いたしております。現場を掌握しての話し合いは、農業関係者に対する説得力にもつながることは間違いございません。引き続き、課題が残る農地については意向調査等の活動が続きますが、農地の再生、有効活用のためにご尽力いただきますようお願い申し上げます。

9月に会長という立場で2、3の会議、打ち合わせ等に出しておりますので、その内容の報告を簡単にさせていただきます。まず、農地関係部門は初会合ということで、これは現在、各地で人・農地プランの実質化について向けての話し合いを行っておりますが、9月23日に長野市の農業者が中心となって、県の農地中間管理機構、それから長野市農業政策課、そして私も農業委員会の4者で合同会議がございました。目的は、各地区で実施された農家アンケートで農家の方が耕作できないと白旗を揚げた農地のマッチング活動をシステムとして取り組んでいこうというものです。現在でも引き受け手のない農地は、中間管理機構で受けてはもらえませんが、受け手のある農地は農業公社が責任をもって中間管理機構につなげていくということが確認できました。よって、私達農業委員や最適化推進委員は、貸し出し希望農地の情報をマッチング活動につなげることや、農業公社への情報提供をすることで、システムがよりスムーズに動くことを再度、確認できましたので報告させていただきます。次に、9月15日に県の農業委員会連絡協議会、これは長野県の市町村の農業委員会が集まる会議ですが、農業委員連絡協議会と県農政部との意見交換会がJA長野県ビルで開催され、長野市農業委員会の代表として私が参加をさせていただきました。テーマは農地利用の最適化活動を具体化した内容の課題提起と、県側の現在の動きの説明を受けました。担い手への農地の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参

入の促進等、県下一円に広がる農業政策の課題に関する意見が市町村農業委員会から出されました。私からは、特に農作業の省力化、安全化を求めるという立場で、中山間地での畦畔の草刈り作業を機械による自動化について県の開発状況を質しました。長野県の畦畔率は全国でもトップクラスです。14. 数%あるそうです。こうした畦畔の非常に多い長野県におきましては、直接、生産性に結び付かないが避けて通れない草刈り作業は、特に高齢者にとっては厳しく、離農を早める大きな要因になっているとお聞きしています。県は平成 27 年から機械化プロジェクトを組織し、来年には現場に普及できるモデル機を発表するよう、引き続き官民共同で動いておりますとの報告をいただきました。継続して開発の推移を注視していきたいと思っております。併せて果樹の防除機器、いわゆる SS ですが、この遠隔操作や無人化の開発に力を注いでいただく旨も提案させていただきました。それから、若い農業者の担い手を生み支援する、次世代人材投資事業の新規申込者と中間評価対象者の個別面談会を、9 月 16 日に農業政策課の要請で実施いたしました。この制度を活用して農業をスタートした新規就農者にとっては難関の場所でございます。面談者は長野市農業委員会、グリーン長野、JA ながの農業振興担当、県の長野農業農村支援センター、そして長野市の農業公社、農林部の代表で構成されています。面談する私も、事前に提出された確定申告書をはじめとする多くの報告書の中身確認や、売り上げ実績とその課題など細かい点まで質問をさせていただき、規定に沿った営農がなされているか検証させていただきました。今年は今時点で、県が窓口になっております次世代人材投資事業の新規申込者が 5 名、3～4 年目の中間評価対象者が 7 名です。また、長野市単独事業の親元就農者支援事業対象者が 1 名です。面談者全員が規定のルールを超える評価が得られ、次のステップに進みましたが、その中身に幅があり、今後、サポートチームが個別に支援をしていく趣旨となっております。それぞれが確実に実績を上げ、自立のできる農業者になって欲しい気持ちの一心です。これは長野市の農業政策課が、若い農業者の担い手の、いわゆる初めと中間と最後の、いわゆる評価をきちんとすると。評価が一定の規定にいかねば支援金の打ち切りだとか、結構、厳しいルールとなっております。これに私もメンバーとして声を掛けていただいたということで、皆さんにご紹介させていただきました。

これから年末にかけて、いろいろな事業も計画されております。皆さま、お忙しい中ではございますがよろしくお願ひいた

します。今日は、農地法関係で経基法等々含めて議題がたくさんございますので、スムーズな進行にご協力をお願いします。

曾根会長代理 続きまして、村松事務局長より挨拶と事務局報告をお願いします。

村松事務局長 農業委員の皆さまにおかれましては農繁期のお忙しいところ、第8回総会にご出席を賜りありがとうございます。ご案内ありましたとおり、今日、市議会が最終日になっておりますので、2名の委員は欠席という報告をいただいております。また、ご案内がありましたが、午前中に果樹振興意見交換会が開催されまして、出席された委員も多くおられますけれども、引き続きの総会となりますがよろしくお願ひしたいと存じます。会長からご指示いただいておりますので、午前中の意見交換会については、取りまとめの上、皆さんと情報共有を図ってまいりたいと思っております。

それでは何点か報告をさせていただきます。初めに、昨年の令和元年の東日本台風災害から1年が経過しますが、被災農地では今年も稲穂や果樹が実り収穫の秋を迎えられたことは、生活再建上、前に進める一歩だと感じております。とはいえ、まだ仮設住宅等で余儀なく避難生活をされている方も多くおられますので、住宅再建を含め、一日も早い災害復興を願うものでございます。10月にかけて台風が何度か発生する時期となりますけれども、昨年のような災害が起きないことを願うのみでございます。

次に、先週の連休中ですか、21日に敬老の日がございまして、本年100歳を迎える高齢者は市内では対象者163名で、最高齢の方は109歳を迎えるとのこと。参考までに国内の住民基本台帳に基づく今年の100歳以上の総数は80,450人、長野県内では1,972名とのことでございます。

続きまして、新型コロナウイルスの感染症の状況で昨日までの数ですが、長野市内では直近では9月26日に2名の方を確認し、9月中は15人の陽性を確認している状況です。4月1日からの累計では58件、現在、入院患者は4名という状況です。長野県内は全体で305件、入院患者4名ですから、長野県内の入院患者は今、長野市在住の方ということになります。警報レベルが6段階のうち、9月16日から警報全て解除されてレベル1、平常時に引き下げられておりますけれども、首都圏等はじめ人口が多い都市での感染が日々確認されているため、引き続き、ご注意をお願いしたいと存じます。

続きまして野生鳥獣関係になりますけれども、野生イノシシのCSF、豚熱の感染につきましては、8月28日に市内6例目と

ということで、信州新町で確認されております。現在、中条地区にございますジビエ加工センターではシカは受け入れておりますけど、イノシシの受け入れは現在も中止している状況で、まだ受け入れの目途は立っていないという状況です。それから8月18日、飯綱高原第3グラウンド付近、長野市の門沢で市民の方がクマに襲われる被害がありました。先ほどのお昼のニュースでも放送していましたが、救助された女性の方が市の消防局から表彰を受けたということでしたけれども、幸い命に別条はないということで、危険な状態ではあったということですので。なお、翌8月19日に捕獲おりをセットし、31日には成獣メス1頭を捕獲し、個体確認の上、殺処分となったということでもあります。

次に、長野市農業祭が若里のビッグハットで開催をされる予定でしたが、コロナの影響がございまして、急きょ市役所第一庁舎西側、桜スクエアの会場で開催することになりました。農業委員会としても出展参加しますので、役員のみならず、都合のつく方はご参加をお願いしたいと思います。期日は10月24日土曜日の9時から午後1時までの間行われます。

最後になりますけれども、近頃、朝夕めっきり寒くなりました。コロナの対策等、体調管理には十分気をつけてご活動をいただきたいと思います。

本日の議事事項は、農地法の許可案件等、議案9件、報告7件でございます。慎重審議をお願い申し上げます。

曾根会長代理

続きまして、議長就任ですが、長野市農業委員会総会会議規則第6条の規定により、会長が議長となっておりますので、青木会長に就任していただきます。青木会長、議事進行をお願いいたします。

議

長

それでは規定により議長を務めさせていただきます。スムーズな議事進行ができますよう委員各位のご協力をお願い申し上げます。

最初に議事録署名人の指名を行います。議席番号17番、中澤澄夫委員と議席番号18番、関正和委員をお願いいたします。

議事に入る前に確認をいたします。農業委員会等に関する法律第31条に、農業委員会の委員は自己または同居の親族もしくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないとの規定がございまして、本日の議事案件に関しましては、議案第77号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてにおいて、お手元に配布いたしました別紙のとおり、関係委員が議事に参与することができない案件がございまして、その他、事前にこの

規定に該当するとの申し出はありませんでしたが、ここで再確認をいたします。本日の議案案件の中で委員の同居の親族、委員の配偶者が当事者、同意者、利害関係者などとなっている方がございましたら、お申し出お願いいたします。

池田委員
議長

はい。
池田委員がこれに該当するわけですね。

川浦事務局長補佐

ただ今、池田委員から申し出がありました。その関係で、別紙の訂正をお願いしたいと思っております。関係する委員、塚田委員で2件掲載してございますが、本日、お手元にお配りいたしました別紙をご覧くださいと思います。塚田委員の1件目の下、塚田委員2件あります、その間に追加をお願いしたいと思っておりますが、内容につきましては、①利用権設定関係、4利用権設定関係10年以上（賃借権）、上段と同じとなります。ページが別冊2-1の15ページ、番号が8番、地区は東部、関係する委員は池田昌子委員です。以上、追加をお願いします。

議長

ただ今、事務局から追加の報告がございました。
次に議案の訂正等の報告をお願いします。農地法等に関わる事項等について事務局よりお願いします。

佐藤主査
議長

本日、議案等の訂正はございません。
それでは農地法等に関わる事項についての審議を行います。最初に、議案第73号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

小林事務局長補佐

本日の資料ですが、農地法の議案の他、農業経営基盤強化促進法、農振法の議案・報告が6件あり、それぞれ別冊1から6までの番号を記してございます。今回は審議の進行上、報告案件を議案の前に説明させていただくものがございますので、別冊の番号を説明順に振らせていただきましたので、ご了承いただきますようお願い申し上げます。また、今ほど委員の関係する議案がありまして訂正をさせていただきましたが、進行表の修正が間に合っておりません。後ほど、議事の進行の中で事務局から補足をさせていただきます。さらに、基盤法で農家創設案件が中部地区でございまして、資料6と関連することから、報告の後、ご審議をいただくよう、こちらも審議の途中で補足をさせていただきます。なお、今月は総会資料等の定期回収月となっております。調査会でもご案内させていただきましたが、本日、回収箱を用意しておりますので、不要な資料をお持ちの委員におかれましてはご提出をお願い申し上げます。

それでは、議案第73号農地法第3条の規定による許可申請について説明申し上げます。1ページをお願いします。番号1

番から2ページの7番までの7件でして、内容は、所有権移転案件が6件、賃貸借権設定案件が1件となります。申請案件の内容につきましては、全ての農地等を効率的に利用して耕作を行うと認められない場合、別段面積に達しない場合、周辺農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じる恐れがある場合など、農地法第3条第2項の各号に掲げる許可することができない要件について確認したところ、該当しておりません。従いまして、いずれも許可要件を満たすと判断いたしました。ご審議のほど、お願い申し上げます。

議 長 ただ今、事務局から説明がありました。本案件は、長野市農業委員会規則第3条第8項の規定により各地区調査会で総会に付すべき意見を検討いただいております。それでは1番から7番について、各地区調査会長から補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いいたします。初めに北部地区調査会長から1番から3番、お願いします。

関 地区調査会長 3件につきましては、地域との調和要件等、支障が生じる恐れがないと認められるため、許可相当と判断いたしました。

議 長 続きまして、中部地区調査会長から4番、お願いします。

北村地区調査会長 4番ですが、贈与により引き続き農業を継続するもので、許可条件に適合しており問題ありません。

議 長 続きまして、南部地区調査会長から5番、お願いします。

村田地区調査会長 5番は有償による所有権移転です。調査会で検討した結果、下限面積等の要件を満たしており、また長年、借りて耕作していたという畑ですので、問題ないと判断しました。

議 長 続いて、東部地区調査会長から6番と7番、お願いします。

北村地区調査会長 6番は昔から借りて作っていた畑を今回、購入したということ、7番は高齢化ということで、業者を通して買う人を探して今回、買い手がいたということです。許可条件に適用しており、問題はないと考えております。

議 長 これより質疑に入ります。ただ今の事務局説明並びに各地区調査会長の報告について、発言のある方は挙手をしてお願いします。

【質疑なし】

議 長 ないようですので採決を行います。議案第73号について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので、議案第73号は全て許可と決定しました。

続きまして、議案第74号 農地法第4条の規定による許可申請について を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

小林事務局長補佐 議案第74号 農地法第4条の規定による許可申請について、説明申し上げます。議案の3ページをご覧ください。番号1番から3番までの3件です。1番は敷地を拡張して駐車場を設置する転用案件です。2番は農産物栽培と堆肥製造のための農業用施設を設置する転用案件で、農振軽微変更が令和2年9月1日にされております。3番は駐車場及び家庭菜園設置の転用案件です。その他の内容につきましては議案に記載のとおりとなっております。許可要件に照らし立地基準等、特に問題ないと判断いたしました。なお、先月、ご審議いただき、許可すべきものとして県に進達いたしました1件の案件につきましては、許可済みとなっております。ご審議のほど、お願い申し上げます。

議 長 ただ今、事務局から説明がありました。それでは1番から3番について、各地区調査会長から補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いします。はじめに中部地区調査会長から1番、お願いします。

北村地区調査会長 1番ですけれども、周辺農地の営農条件に支障が生じる恐れがないということでありまして、調査会では許可相当と判断いたしました。

議 長 続きまして、東部地区調査会長から2番と3番、お願いします。

北村地区調査会長 2番は農業用施設ということで、キノコ園で使った培土を堆肥にしてシャインマスカットを作るという施設です。3番は家庭菜園の設置ということで、周辺の農地に影響ないということで、許可条件に適合していて問題ないと判断しました。

議 長 これより質疑に入ります。ただ今の事務局説明並びに地区調査会長の報告について、発言のある方は挙手をしてお願いします。

酒 井 委 員 どういう概念が家庭菜園になるのか、説明していただきたいと思えます。

事務局 西澤係長 家庭菜園の概念と申しますか、規定についてであります。花や野菜等の作物の栽培が行われている土地がごく小面積であり、かつ当該部分の位置など住宅の敷地等の関係等から見て、住宅の敷地から独立して取引の対象となり得るものということになっておりますので、住宅敷地の面積などから見て、ごく小面積のものを家庭菜園という捉え方をしております。

酒 井 委 員 その場合の固定資産税はどうなりますか。

事務局 西澤係長 宅地の課税となる見込みです。

酒 井 委 員 結構です。

議 長 宅地の課税ということで了解をいただきたいと思えます。他にご質問ございますか。意見がないようですので採決を行います。

す。議案第 74 号を許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 全員の賛成が確認できましたので、議案第 74 号は全て許可相当と設定し、申請書に意見書を添付して県知事に進達いたします。

続きまして、議案第 75 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

小林事務局長補佐 議案第 75 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。議案の 5 ページをご覧ください。番号 1 番から 9 ページの 12 番までの 12 件です。1 番は資材置き場・駐車場の設置の転用案件です。2 番は自己用住宅建築の転用案件で、市街化調整区域での建物建設のため建築指導課の開発許可も必要であり、そちらも申請済みで許可見込みの予定でございます。3 番は農地への進入路設置の転用案件です。4 番は農家住宅建築の転用案件です。6 ページをご覧ください。5 番は住宅敷地を拡張する転用案件です。それから 6 番は自己用住宅の建築及び駐車場、並びに家庭菜園を設置する転用案件です。7 番は 7 月総会に同様の申請がございましたが、ダムに溜まった土砂を排除する工事に伴う土砂置き場、並びに搬出した堆砂を使って農地を改良するための一時転用案件です。8 番は資材置き場を拡張する転用案件です。7 ページから 8 ページをご覧ください。9 番は物流倉庫を設置する転用案件です。転用面積が 12,231 ㎡と、長野県農業委員会ネットワーク機構に意見を求める条件の 30 a を超えておりますので、北信地区常設審議委員会、長野県常設審議委員会で審議いただいた結果を踏まえて、長野県での許可の判断を行うものとなります。9 ページをご覧ください。10 番は後継者住宅建築の転用案件です。11 番は住宅敷地を拡張して駐車場を設置する転用案件です。12 番は自己用住宅建築の転用案件で、こちらも市街化調整区域での建物建設のため、開発許可の申請済みで、許可見込みの予定です。以上、説明申し上げました申請案件の、その他の内容につきましては議案に記載のとおりとなっております、許可要件に照らし立地基準等、特に問題ないと判断いたしました。

また、先月の総会で許可すべきものとご決定いただき、県に進達しました 11 件の案件のうち 8 件は許可済みですが、砂利採取の一時転用案件 2 件と、開発許可が必要な自己用住宅の建て替えの転用案件につきましては、まだ許可書が届いておりませんが、口頭で許可相当との回答はいただいておりますので、

許可は間違いないものと考えております。ご審議のほど、お願い申し上げます。

議 長 　ただ今、事務局から説明がありました。それでは1番から12番について、各地区調査会長から補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いします。はじめに北部地区調査会長から1番から4番、お願いします。

関 地区調査会長 　1番から4番の4件につきましては、周辺農地の営農条件に支障が生じる恐れがないと認められるため、調査会では許可相当と判断しました。

議 長 　続きまして、西部地区調査会長から5番から7番、お願いします。

岡村地区調査会長 　5番から7番の3件ですが、調査会で検討した結果、許可条件に適合しており問題ないと判断いたしました。

議 長 　続きまして、中部地区調査会長から8番と9番、お願いします。

北村地区調査会長 　8番は許可条件に適合しており問題ありません。9番ですが、先ほど説明をいただきましたように既存施設の拡張ですが12,000㎡を超えているということで、ネットワークに意見を求める案件ですので、これについては中部調査会の全員で現地確認をいたしました。そして周辺住民への説明会を開いて理解を得るとということと、用水路が付け替えになるんですけれども、きちんと新しい用水路を造るということで周辺農地の営農条件に支障がないということで、許可相当と判断しました。

議 長 　続きまして、南部地区調査会長から10番と11番、お願いします。

村田地区調査会長 　10番、11番ともに有償による所有権移転です。調査会で検討した結果、いずれも許可要件に適合しているため問題ないと判断しました。

議 長 　続いて、東部地区調査会長から12番、お願いします。

北村地区調査会長 　12番は自己用住宅ということで、借人の〇〇さんは今、借家ということですが、子ども達も大きくなり狭くなったということで、奥さんの親元の〇〇さんの農地に建物を建てるということであります。周辺の農地には影響がなく許可条件に適しているということで、特に問題はないと判断しました。

議 長 　これより質疑に入ります。ただ今の事務局説明並びに各地区調査会長の報告について、発言のある方は挙手をしてお願いします。

【質疑なし】

議 長 　意見がないようですので採決を行います。議案第75号を許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 全員の賛成を確認させていただきましたので、議案第 75 号は全て許可相当と決定し、申請書に意見書を添付して県知事に進達いたします。

続きまして、報告第 30 号 農業振興地域整備計画に係る農用地区域の変更報告について を議題といたします。本件につきましては、この後の議案第 76 号 農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更申請についてと関連がありますので、農業政策課から説明をお願いします。

農業政策課 お手元の資料の右上に別冊 1 と書いてある農業振興地域整備計画に係る農用地区域の変更報告について説明いたします。

小林係長

1 ページをお願いします。昨年 12 月の総会で軽微変更の意見聴取をいたしました件ですが、軽微変更面積を変えずに許可面積の範囲内で施設の追加をしたいという申請がありましたので報告いたします。場所は篠ノ井石川〇〇で、面積は 655 m²、申出者は〇〇さん、事業計画者は〇〇有限会社で、農業用倉庫と従業員駐車場を計画しており、本年 1 月 9 日に許可したところでございます。

今回の変更内容は、当初の事業計画に休憩施設を追加し、それに伴い農業用倉庫を南側に移動し、駐車場の位置も変更になったものです。変更理由は、当初は農業用倉庫及び従業員駐車場として軽微変更しましたが、その後、従業員からの要望により、労働環境を整備するため休憩施設を追加で建設したいというものです。2 ページですが、左側が当初の計画で、右側が今回の変更後の計画です。先ほど説明したとおりですが、斜線の休憩施設、右側の変更後の上部に斜線を引いてありまして、申請建物（休憩室棟）と書いてあるこちらの斜線の部分が追加になったことで、農業用倉庫が下に移動し、駐車場の位置が南から東側が変わったものでございます。なお、本件は 9 月 2 日に変更承認申請が提出され、9 月 3 日に承認をしております。軽微変更面積の変更がないことから報告とさせていただきます。

議 長 ただ今、農業政策課より説明がありましたが、これにつきまして発言のある方は挙手をお願いします。

【質疑なし】

議 長 質問等がないようですので、報告案件ですのでご了解をいただきますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第 76 号 農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更申請について を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

小林事務局長補佐 議案第 76 号 農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更申

請について説明申し上げます。11 ページをご覧ください。1 番は令和2年8月11日に許可となっておりますダムに堆積した土砂の排除工事に伴う土砂置き場並びに搬出した堆砂を使って土壌改良をするための一時転用案件で、農地法第5条の規定による許可申請について でご審議いただきました番号7番と関連がございます。変更内容は事業地の追加で、その理由として、当初、計画で予定していた農地のうち、地権者との調整に時間を要していた土地の賃貸借ができたことから今回追加するものです。農地の追加によりまして、変更前の面積3筆、2,065 m²から、4筆、2,071.12 m²と、6.12 m²追加したいという計画変更申請です。12 ページをご覧ください。2番は令和2年2月6日に許可となっております農業用倉庫と駐車場設置の転用案件です。先ほど農業政策課から、農業振興地域整備計画に係る農用地区域内の変更報告についての説明がありましたが、これを受けて計画変更申請を行うものです。変更内容・理由ですが、当初、農業用倉庫及び従業員用駐車場を整備するための許可を得ましたが、その後、猛暑の中で作業を行う従業員から労働環境改善を求める要望があり、従業員が作業の合間に休憩できる施設を整備するため、同敷地内に休憩施設を追加整備したいという計画変更申請です。以上、変更申請2件について承認をいただくものでございます。

なお、先月申請のありました、砂利採取用地としての一時転用の期間延長の計画変更につきましては、長野県農業委員会ネットワーク機構に意見を求める案件として説明させていただきましたけれども、その後の県との調整により意見を求める必要がないものと確認されましたので、ご報告をさせていただきます。ご審議のほど、お願い申し上げます。

議 長 ただ今、事務局から説明がありました。それでは1番と2番について、各地区調査会長から補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願い申し上げます。はじめに西部地区調査会長から1番、お願いします。

岡村地区調査会長 1番の許可後の計画変更申請ですが、許可条件に適合しており問題ないと判断をいたしました。

議 長 続きまして、南部地区調査会長から2番をお願いします。

村田地区調査会長 2番は従業員の休息施設を追加隣接するという案件ですが、条件に適合しているため問題ないと判断しました。

議 長 これより審議に入ります。ただ今の事務局説明並びに地区調査会長の報告について、発言のある方は挙手をしてお願いします。

【質疑なし】

議 長 意見がないようですので採決を行います。議案第 76 号を承認相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 全員賛成の確認ができましたので、議案第 76 号を承認相当と決定し、申請書に意見書を添付して県知事に進達いたします。

続きまして、議案第 77 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。農業政策課より議案の説明をお願いします。

農業政策課 議案第 77 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について説明申し上げます。市川係長 議案は別冊 2-1、2-2、2-3 になります。

同法の基本構想を掲げた市町村においては、農林水産省令の定めるところにより、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めなければならないこととされており、その農用地利用集積計画を定めるための要件ですが、①長野市基本構想に適合すること、②農用地の全てを効率的に耕作し、農作業に常時従事すること、③利用権を設定する土地について、関係権利者の同意を得ていること、④下限面積について、でありまして、以上の要件を全て満たすことを確認しております。それでは別冊 2-1 の 2 ページをご覧ください。所有権移転及び利用権設定の各件数及び面積はご覧のとおりで、総件数は 328 件、総面積は 315,095.87 ㎡です。ページを戻っていただき 1 ページをご覧ください。賃借、使用貸借の面積を期間別に示したものです。合計数字は先ほどと同様で今回、利用権の設定を受ける方 110 名、利用権を設定する方は 207 名となっております。以上につきまして、ご決定くださいますよう、よろしくご審議をお願いいたします。

議 長 それでは審議に入らせていただきます。まず、所有権移転関係については、順次、各地区調査会長から説明をいただき、質疑応答を行った上で所有権移転関係だけ単独で採決を行います。次に利用権設定関係ですが、2 から 5 の賃借権、使用貸借権につきましては一括して説明をいただきます。なお、6 農地中間管理事業（賃借権）と、7 農地中間管理事業（使用貸借権）は、法律改正により機構配分も一括して行うこととなっておりますが、農地中間管理機構が借り受けた要件に合致した地域の担い手等に貸し付けるものであることから農業政策課からの説明のみとさせていただきます。その後、質疑応答を行った上で、一括採決を行う方法で進めさせていただきたいと思っております。

また、お手元の別紙の案件につきましては、農業委員会等に

関する法律第31条第1項に該当いたしますので、関係する委員に退席していただき、審査から採決までを単独で行います。

また、7農地中間管理事業（使用貸借権）の番号33番と55番は農家創設案件ですので、この後の、議案第78号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）の意見聴取についてを審議した後、審査から採決までを単独で行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

【異議なし】

小林事務局長補佐　　もう一点、審査から採決までを別にお願ひしたい案件がございます。15ページの5利用権設定関係（使用貸借権）ですが、番号4番つきましては、報告第29号の農用地利用配分計画案の報告と関連がございますので、後ほど報告に合わせてご審議をいただきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

議　　長　　そうさせていただきます。

それでは1の所有権移転関係の1番から15番について、各地区調査会長から補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願ひいたします。はじめに北部地区調査会長から1番、2番、をお願ひします。

関　地区調査会長　　1番、2番の2件について、原案のとおりでよいと判断をいたしました。

議　　長　　続きまして、中部地区調査会長から3番から5番、お願ひします。

北村地区調査会長　　3番、4番、5番、いずれも問題ないと判断いたしました。

議　　長　　続きまして、南部地区調査会長から6番から8番、お願ひします。

村田地区調査会長　　6番、7番、8番、いずれも下限面積等、諸要件を満たしており問題ないと判断しました。

議　　長　　続きまして、東部地区調査会長から9番から15番、お願ひします。

北村地区調査会長　　9番から15番ですが、事前の現地確認と調査会での協議の結果、原案どおり決定することで問題ないということで決まりました。

議　　長　　これより質疑に入ります。先ほどの農業政策課の説明並びに、ただ今の地区調査会長の報告について発言のある方の挙手を求めます。

【質疑なし】

議　　長　　質疑がございませんので採決を行います。所有権移転関係につきまして、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

- 議 長 【全員挙手】
 全員の賛成が確認できましたので、原案のとおり決定することにいたします。
- 議 長 続きまして、2から5の利用権設定関係の審議を行います。利用権設定関係につきましては、6年未満の賃借権が8件、6から10年未満の賃借権が1件、10年以上の賃借権が9件、使用貸借権が9件です。はじめに北部地区調査会長から、検討結果の報告をお願いします。
- 関 地区調査会長
 議 長 いずれも原案のとおりでよいと判断いたしました。
 岡村地区調査会長 続きまして西部地区調査会長、お願いします
 下限面積も満たしており、原案どおりで問題なしといたしました。
- 議 長 続きまして中部地区調査会長、お願いします。
 北村地区調査会長 いずれも調査会で協議の結果、問題ないと判断しました。
 議 長 続きまして南部地区調査会長、お願いします。
 村田地区調査会長 下限面積等の要件を満たしており、問題ないと判断しました。
- 議 長 続きまして東部地区調査会長、お願いします。
 北村地区調査会長 調査会での協議の結果、原案どおりに決定することで問題はないということで決まりました。
- 議 長 これより質疑に入りますが、委員が関係する案件がありますので、はじめに別紙の委員が議事に参与することができない案件と、農地中間管理事業（使用貸借権）の農家創設案件、番号33と55を除いた利用権設定関係についての質疑を行います。先ほどの農業政策課の説明並びに、ただ今の地区調査会の報告について、発言のある方は挙手をしてお願いします。
- 小林事務局長補佐 議事の途中で申し訳ありませんが、質疑を除く案件としまして、先ほど申しあげました5の利用権設定関係（使用貸借権）の4番につきましても、別途、ご審議をいただきますようお願い申し上げます。
- 議 長 それでは、利用権設定関係（使用貸借権）の番号4も対象外といたします。質問ございましたらお願いします。
- 議 長 【質疑なし】
 質問がありませんので、利用権設定関係について採決を行います。審議から除いた案件以外の利用権設定関係について、原案のとおり決定することに賛成の挙手を求めます。
- 議 長 【全員挙手】
 全員の賛成が確認できましたので、この案件につきましては決定いたしました。
 続きまして、委員が議事に参与することができない案件につ

いて質疑、採決を行います。はじめに別紙の利用権設定関係 10 年以上（賃借権）の 4 番と 5 番、それから農地中間管理事業の 90 番と 98 番につきましては、塚田委員が関係しておりますので、塚田委員の退席をお願いし、塚田委員に関係する案件のみ質疑、採決を行いたいと思います。

塚田委員の退席をお願いします。

【塚田委員退室】

議 長 利用権設定関係 10 年以上の番号 4 番、5 番及び、利用権設定関係の 90 番、98 番の 4 件につきまして、発言がございましたら挙手をしてをお願いします。

【質疑なし】

議 長 質問がございませんので、採決に入りたいと思います。原案どおり決定することに賛成の方の挙手をお願いします。

【全員挙手】

議 長 全員の方の賛成を確認しました。塚田委員の入室を許可します。

【塚田委員入室】

議 長 もう 1 件ですね。利用権設定関係 10 年以上（賃借権）で、番号 8 番、池田昌子委員が関係する案件につきまして審議をしたいと思いますので、池田委員の退席をお願いします。

【池田委員退室】

議 長 それでは先ほどの農業政策課並びに地区調査会の報告に発言のある方は挙手をしてをお願いします。

【質疑なし】

議 長 意見がありませんので採決を行います。原案どおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 全員の賛成が確認できましたので、原案どおり決定させていただきます。池田委員の入室を許可します。

【池田委員入室】

議 長 続きまして、議案第 78 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用配分計画（案）の意見聴取について を議題といたします。農業政策課から説明をお願いします。

農業政策課 山口専門員 議案第 78 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用配分計画（案）の意見聴取について説明いたします。別冊 3 をご覧ください。農用地利用配分計画につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項において、市町村は必要があると認めるときは農業委員会の意見を聞くものとする規定されており、農家創設及

び市外在住の担い手の場合にこれに該当し、意見聴取をお願いするものでございます。1ページをご覧ください。今回、権利設定を受ける人は1人です。使用貸借で3,390㎡を長野県農業開発公社が貸し付けを行うものでございます。2ページをご覧ください。〇〇さんですけれども、水稻、小麦等の栽培で、篠ノ井地区において農家創設をする方になります。説明は以上になりますが、よろしくご審議をお願いいたします。

議 長 　ただ今、農業政策課から説明がありました。それでは、南部地区調査会長から検討結果、意見等の報告をお願いします。

村田地区調査会長 　原案のとおりで問題ないと判断しました。

議 長 　これより審議に入ります。農業政策課の説明並びに地区調査会長の報告について、発言のある方の挙手を求めます。

【質疑なし】

議 長 　特にないようですので、採決に入ります。議案第78号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 　全員の賛成が確認できましたので、議案第78号は原案のとおり決定をいたしました。それでは、ただ今の決定を受け、先ほど保留となっておりました議案第77号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてのうち、7の利用権設定関係、農地中間管理事業（使用貸借権）の番号33番と55番について、発言のある方は挙手をお願いします。

【質疑なし】

議 長 　質問がございませんので、採決を行います。利用権設定関係農地中間管理事業（使用貸借権）の番号33番と55番について原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 　全員の賛成を確認させていただきましたので、議案第77号は全て原案のとおり決定をいたしました。

　続きまして、議案第79号 農振除外等に関わる意見聴取について を議題といたします。農業政策課から説明をお願いします。

農業政策課 　右上に別冊4と書いてある資料で、表紙には第8回農業委員会総会議案 農振除外等に関わる意見聴取について を説明いたします。1ページをお願いします。今回の農業振興地域の変更は軽微変更3件です。2ページの軽微変更番号1ですが、事業計画者は〇〇さん、土地所有者は〇〇さんと〇〇さん、申出地は浅川東条〇〇外1筆、地目は畑です。詳細は左の1ページ下の表をご覧ください。事業計画内容は農業用倉庫及び通路の

追認で、軽微変更面積 67.57 m²、土地改良区の受益地ではなく、土地改良事業の実施もございません。農地法は農用区域内農地の農業用施設のため農転見込み有りで、開発許可は農業用施設のため許可不要となっております。除外5要件ですが、軽微変更は変更後も農業の用に供することから、⑤の土地改良事業等完了から8年未経過については条件を満たす必要がないため、①から④までの条件を満たしていることを確認しております。その下の説明ですが、事業計画者は野菜を栽培しているが、自宅から自己所有農地まで約1.5kmと距離があり、効率化を図るため農地に倉庫を建築して農業用機械等を保管している。また、収穫した野菜の搬出路として倉庫から道路までの農地の一部を通路として利用している。農振農用区域の軽微変更が必要という認識がなかったため、今回、追認で改めて申し出るものであります。3ページは位置図で斜線の部分、長細くVの字みたいになっているのが通路、左奥の小さい四角に倉庫が建っております。4ページの真ん中に通路、倉庫、購入土地5-3と書いてありますが、これも含めてそこからVの字になっている通路と奥の倉庫の求積図です。5ページは倉庫内の配置図です。箒や運搬機、草刈り機、肥料、農業資材が格納されております。6ページは通路の写真、7ページは通路と倉庫の写真ですのでご覧ください。

続きまして8ページ、軽微変更番号2ですが、事業計画者、土地所有者ともに〇〇さん、申出地は若穂牛島〇〇、地目は畑です。事業計画内容は農業用倉庫及び通路の追認です。軽微変更面積は189 m²、川田地区土地改良区の受益地ですが、土地改良事業の実施はありません。農地法は1種農地ですが、農業用施設で2a未満のため届け出により見込み有りで、開発許可は農業用施設のため許可不要となっております。除外5要件ですが、先ほど同様、農業の用に供することから、⑤の条件を満たす必要がないため、①から④までの条件を満たしていることを確認しております。その下の説明ですが、事業計画者は自宅周辺の農地で野菜を栽培しており、農地に倉庫を建築して農業用の機械や資材を保管している。また、収穫した野菜の選別、荷造り場及び搬出路として農地の一部を利用している。農用区域の軽微変更が必要という認識がなかったため今回、改めて申し出るものです。9ページの斜線の2カ所が通路、農業倉庫等が設置している部分の位置図です。10ページは配置図で、①カーポートと書いてあるこの中に農業用の物を保管しています。④が通路、②が農業用倉庫、ちょっと飛びまして左下のビニールハウス、2つ四角で囲んでありますが、こちらが農業機

械の格納庫となっております。11 ページに格納状況ありますが、カーポートには軽トラックとか選別台とかコンテナがあります。その写真が右側にあります。②は農業用倉庫、③はビニールハウスが2棟ありまして、農業用の機械とか資材がこのような形で格納されております。12 ページが、それぞれカーポートとか倉庫内、13 ページはカーポートの南側の倉庫、14 ページはビニールハウスが2棟建っている状況写真、15 ページはビニールハウスの内部写真です。

最後に16 ページ、軽微変更番号3 ですが、事業計画者、土地所有者ともに〇〇さん、申出地は若穂綿内〇〇外1筆、地目は畑です。農地が2筆ありますので、詳細は1 ページの下の表をご覧ください。事業計画内容は農業用倉庫で、こちらにも既に出来ている追認です。軽微変更面積108 m²、河東土地改良区の受益地ですが、土地改良事業の実施はありません。農地法は1種農地ですが、農業用施設で2a未満のため届け出により転用見込み有り、開発許可は農業用施設のため許可不要となっております。除外5要件につきましては、先ほどと同様でございます。一番下の説明ですが、事業計画者はブドウとリンゴを中心に栽培しているが、自宅のある須坂市から自己所有農地のある若穂綿内まで約2kmと距離が離れており、効率化を図るため農地に倉庫を建築して農業用機械や肥料などを保管している。農用地区域の軽微変更が必要という認識がなかったため今回、改めて申し出するものです。17 ページは位置図です。斜線の四角いところが位置です。18 ページはその求積図です。19 ページはその倉庫内の配置図です。真ん中の斜線が引いてあるところが農業用倉庫で、その道路側に軽トラック2台ありますが、この一部のトラックを停める部分はコンクリート敷になっておりまして、その他は碎石になっております。20 ページは平面図と立面図、21 ページは農業倉庫内の格納の配置図で、このような形でSS、トラクター、マメトラ、肥料等がこのような形で格納されているということです。説明は以上ですが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

- 議 長 　　ただ今、農業政策課より説明がありました。それでは各地区調査会長から補足説明並びに検討結果に基づいた報告をお願いします。はじめに1番を北部地区調査会長、お願いします。
- 関 地区調査会長 　　軽微変更番号1番につきましては、農業用施設を設置する案件で許可できると判断いたしました。
- 議 長 　　続いて2番、3番を東部地区調査会長、お願いします。
- 北村地区調査会長 　　2番、3番とも農業用施設等の追認ということになります。除外5要件を満たすということで問題はないと判断しました。

議 長 　ただ今の農業政策課からの説明及び各地区調査会長からの補足説明につきまして、質問がございましたら挙手をしてお願いします。

【質疑なし】

議 長 　ないようですので採決を行います。議案第 79 号の軽微変更案件について、用途区分変更することが相当と決することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 　全員の賛成を確認いたしましたので、議案第 79 号は用途区分変更することが相当と決定し、長野市長に参考意見を提出いたします。

　続きまして、議案第 80 号 非農地決定について を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

小林事務局長補佐 　議案第 80 号 非農地決定について説明申し上げます。13 ページをご覧ください。非農地決定ですが、農地利用状況調査で山林・原野と判定された農地につきましては、農地所有者に調査結果と非農地通知交付申請書を送付いたします。農地所有者から非農地通知交付申請書が事務局に届き、総会で非農地決定を議決いただきますと、農地所有者本人へ非農地決定通知書を発行し、この時点で農業委員会の農地台帳へも非農地として反映させます。また、農地所有者は送付された非農地決定通知書を添付して、法務局で地目変更登記を行うことができます。表の下に集計が載っております。今月ご決定いただくものは全て原野になりますが、11 筆、4,012 ㎡です。ご審議のほど、お願い申し上げます。

議 長 　ただ今、事務局より説明がありました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をしてお願いします。

【質疑なし】

議 長 　ないようですので採決に入ります。議案第 80 号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 　全員の賛成が確認できましたので、議案第 80 号は原案のとおり決定いたしました。

　続きまして、報告第 26 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について、報告第 27 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出についての 2 件について、事務局より説明をお願いいたします。

小林事務局長補佐 　報告第 26 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について報告申し上げます。議案の 15 ページをご覧ください。番号 23 番から 16 ページの 28 番までの 6 件です。農地を農地以

外に転用する場合には県知事の許可が必要ですが、市街化区域内の農地は、あらかじめ農業委員会に届出ればよいことになっております。4条の届出でして、自己転用、いわゆる農地の権利移動を伴わない転用届です。いずれも市街化区域内の農地の届出で、内容につきましては記載のとおりとなっております、書類等、特に問題はなく事務局長専決により受理しておりますので報告申し上げます。

続きまして、報告第27号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出にいて報告申し上げます。議案の17ページをご覧ください。番号75番から18ページの80番までの6件です。同じく市街化区域内の届出ですが、5条の転用届でして、農地の権利移動を伴う転用届になります。内容につきましては記載のとおりとなっております、書類等に特に問題はなく、事務局長専決により受理しておりますので報告申し上げます。以上、報告案件2件について、よろしくお願ひいたします。

議長 長 ただ今、事務局から報告第26号及び第27号について説明がありました。発言のある方は挙手をしてお願いします。

【質疑なし】

議長 長 質問がないようです。報告案件ですので、ご了解をいただきますようお願いいたします。

続きまして、報告第31号 農業振興地域整備計画に関わる農用地区域の変更報告について（東日本台風災害に伴う農業用施設の再建）を議題といたします。この案件につきましても、この後の報告第28号 農地法第4条の規定による農業用施設（2アール未満）の届出についてと関連がありますので、先に農業政策課から説明をお願いします。

農業政策課 小林係長 右上に別冊5と書いてある資料をお出してください。表紙には農業振興地域整備計画に関わる農用地区域の変更報告について（東日本台風災害に伴う農業用施設の再建）と書いてございます。本件につきましては、令和元年10月に発生しました令和元年東日本台風災害による農業用施設の再建に伴う軽微変更について、早期再建で緊急を要するため、令和2年6月30日の第5回農業委員会総会で、通常の見解聴取ではなく軽微変更決定後に総会で報告する審議方向に変更することの承諾をいただいております。1ページおめくりいただき、農振農用地に再建する農業用倉庫はこちらの一覧表のとおり、全部で22件ございます。こちらをそれぞれ1件ごと提出された変更申請書により関係部局と協議をしたところ、軽微変更はやむを得ないと判断し、変更承認を9月1日付けでしましたので報告いたします。

議 長 　ただ今、農業政策課より説明がありましたが、発言のある方は挙手をしてお願いします。

【質疑なし】

議 長 　質問はないようですので、報告案件でございますので、ご了解をいただきますようお願いを申し上げます。

　　続きまして、報告第 28 号 農地法第 4 条の規定による農業用施設（2 a 未満）の届出について、事務局より説明をお願いします。

小林事務局長補佐　報告第 28 号 農地法第 4 条の規定による農業用施設（2 a 未満）の届出について報告申し上げます。農地法等議案の 19 ページをご覧ください。番号 1 番から 21 ページまでの 11 番までの 11 件です。農業用倉庫等の農業用施設を整備する場合、施設に要する敷地面積が 2 a 未満であり、要件に当てはまる場合は 4 条許可が不要ですが、農業委員会へ届出書を提出いただいております。このうち 8 番、9 番は、先ほど農業政策課から農業振興地域整備計画に係る農用区域内の変更報告（東日本台風に伴う農業用施設の再建）についてで説明のありましたもので、災害による建て替えでございます。内容につきましては記載のとおりでして、書類等に特に問題はなく、事務局長専決により受理しておりますので報告を申し上げます。

議 長 　ただ今、事務局から報告第 28 号について説明がありました。発言のある方は挙手をしてお願いします。

【質疑なし】

議 長 　質問がないようです。報告案件ですので、ご了解をいただきますようお願い申し上げます。

　　続きまして、報告第 29 号 農地中間管理事業に関する農用地利用配分計画（案）の報告について、農業政策課より説明をお願いします。

農業政策課
山口専門員　報告第 29 号 農地中間管理事業に関する農用地利用配分計画（案）の報告について説明いたします。資料は別冊 6 となります。本件につきましては、市内で就農しております担い手、また新規就農者への利用配分計画ですけれども、既に中間管理事業の権利設定がされている農地につきましても権利移転をするものですので、新規就農者につきましても意見聴取ではなく報告とさせていただきたいと思っております。1 ページをご覧ください。今回、権利の移転を受ける人は 2 人で、賃貸借及び使用賃借合わせて 11,930 ㎡を長野県農業開発公社が貸し付けを行うものでございます。2 ページをご覧ください。番号 1、〇〇さんは、信州新町地区におきましてワイン用のブドウ栽培を行う方です。番号 2 番、〇〇さんは、ブドウの栽培で更北地区にお

いて農家創設をする方ですけれども、この方につきましては、先ほど議案第 77 号の農用地利用集積計画の決定に基づく、5 利用権設定関係（使用貸借権）の番号 4 番と関連するものです。説明は以上となります。

議 長 　ただ今、事務局から報告第 29 号について説明がありました
が、発言のある方は挙手をお願いします。

【質疑なし】

議 長 　報告案件ですので、ご了解をいただきますようお願い申し上
げます。

小林事務局長補佐 　先ほどの議案第 77 号 農業経営基盤促進法第 18 条第 1 項の
規定による「農用地利用集積計画」の決定について で審議を保留
しております 5 の利用権設定関係（使用貸借権）の 4 番につ
きまして、ただ今の農業政策課からの報告と関連がありますの
で、改めて地区調査会長の報告と質疑、採決をお願いします。

議 長 　それでは、ただ今の決定を受け、先ほど保留となっております
議案第 77 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規
定による農用地利用集積計画の決定について」のうち、5 利用
権設定関係（使用貸借権）の番号 4 について、南部地区調査会
長から補足説明並びに検討結果に基づいた報告をお願いします。

村田地区調査会長 　番号 4 番は農家創設で、調査会で営農計画等お聞きいたしま
して非常に楽しい、若い就農家の青年ということで問題ないと話
しています。

議 長 　ただ今の地区調査会長からの説明を含めて、質問がございま
したらをお願いします。

【質疑なし】

議 長 　意見がありませんので採決に入ります。利用権設定関係（使
用貸借権）の番号 4 番につきまして、賛成の方の挙手を求めま
す。

【全員挙手】

議 長 　全員の賛成が確認できましたので、この案件につきましても
決定の確認をさせていただきました。

　　以上で農地法関係の議案は全て終了しました。

　　あとわずかの時間という予定になっておりますので、その他
委員会業務に関わる事項について引き続き審議しますので、ご
協力をお願いします。事務局より説明をお願いします。

竹内事務局長補佐 　議案第 81 号 第 5 回長野県農業委員会大会における要請決議
（素案）についてということで、こちらにつきましては長野県
農業会議から委員会に意見照会があり、9 月の議案と合わせて
全委員にお配りし、9 月の調査会でこの素案について何か意見
があれば検討いただきたいということをお願いしたものです。

こちらの報告期限が10月1日となっておりますので、本日この後に地区調査会の意見の検討状況を地区調査会長から報告いただいた後、皆さんにこの素案について最終確認のうへ決定いただきまして、長野市としての意見、報告としたいと考えております。よろしく願いいたします。

議 長 それでは、長野県農業大会における要請決議に係る地区調査会からの意見について各調査会長から報告をお願いします。北部地区調査会長からお願いします。

関 地区調査会長 要請決議（素案）につきましては特に意見はありませんでした。

議 長 続きまして、西部地区調査会長をお願いします。
岡村地区調査会長 同様に素案のとおりでということで了解いただいておりますので報告させていただきます。

議 長 続きまして、中部地区調査会長をお願いします。
北村地区調査会長 同じく中部地区調査会も素案のとおりでいいということがあります。

議 長 続きまして、南部地区調査会長をお願いします。
村田地区調査会長 南部地区調査会でも素案のとおりでよいということです。

議 長 続きまして、東部地区調査会長をお願いします。
北村地区調査会長 東部地区も素案のとおりでいいということでありました。

議 長 ただ今、各地区調査会長から報告のとおり、全ての地区調査会で原案どおりで良いという報告をいただきましたけれども、それ以外に皆さん方から、今日、ここで発言はありますか。

【意見なし】

議 長 それでは採決に移らせていただきます。ただ今の調査会長の報告を含めて、要請決議の素案について、賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 全員賛成を確認しましたので、長野市農業委員会として要請決議は素案のとおり決定しました。

引き続きまして、報告第32号 長野市農政懇談会の実施について、事務局の説明をお願いします。

竹内事務局長補佐 報告第32号 長野市農政懇談会の実施を、ご覧いただきたいと思っております。こちらにつきましても9月の地区調査会におきまして、懇談会の開催につきまして説明させていただきました。当初、全員出席を予定していましたが、今回、コロナ禍の中で特例ということで、推進委員につきましては申し訳ありませんが、3分の1程度の出席ということで、地区調査会で選出いただいております。懇談会は全員で55名の予定で行いたいと思っております。会場はホテル国際21の千歳の間ということで、コロナの3

密の避けられる広い会場を確保してございます。

1枚目の進行、会議の内容につきましては、以前ご説明したとおり、意見書に沿いまして、テーマに沿った意見交換を行い、終了後、5時15分から懇親会を予定しています。

次のページですが、地区調査会において意見書の補足説明者の選出をいただきました。1番の遊休農地の発生防止・解消につきましては、北部地区調査会から田中委員、南部地区調査会から竹村推進委員、東部地区調査会から佐藤委員、西部地区調査会から塚田委員、2番目のテーマにつきましては、西部地区調査会の和田委員、北部地区調査会の善財委員、3番目の新規参入促進につきましては、中部地区調査会長の北原委員ということで、担当者の設定をさせていただきます。

最後に3ページ目につきましては、長野市農政懇談会の出席者名簿です。推進委員が各地区調査会2名から3名ということで選出いただいております。よろしくお願ひいたします。

議 長 長野市農政懇談会の実施につきまして、事務局から説明がありました。この内容につきまして質問、意見ございますか。

北 原 委 員 補足の説明について、参考になるものはあるのでしょうか、それともアドリブで報告していいのかお聞きします。

竹内事務局長補佐 こちらにつきましては原稿がありませんので、アドリブで願ひいたします。内容につきましては、意見書3番の新規参入促進の部分の、特に中部地区で意見が出されている③番の農業施設等の有効活用の支援ということなので、このことについて現場の状況を触れていただければと思います。なお、資料等必要であれば、事務局に問い合わせいただければと思います。

北 原 委 員 はい、結構です。

塚 田 委 員 この意見ないし質問に関して、各部局からの回答ということが必要な場合もあると思いますが、事前に意見を述べるに当たって、知らせておかなければいけないこともあるような気がするのですが、それはよろしいのでしょうか。当日、各部局から回答がその場でなされない場合もあるように思いますがいかがでしょうか。

竹内事務局長補佐 塚田委員に今回、発言していただくところは、④番の有害鳥獣対策の強化と森林整備の必要性ということで、補足で関連したものをお申し出いただきます。この意見書は、事前に会長を通じて農林部長にお渡しし回答なり、方向性を部局から答えていただくという形になっておりますので、これに関したものであれば特段、原稿を事前にいただくということも必要ありません。事務局ではそのように考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

塚 田 委 員 分 かり ました。
議 長 他 に 質 問 が ない よう な の で、こ の 議 事 に つ い て は 報 告 事 項 で
あ り、こ の 内 容 で 進 め さ せ て い た だ き ま す の で よ ろ し く お 願 い
し ま す。
以 上 を 持 ち ま し て、予 定 し ま し た 議 事 は 終 了 い た し ま し た。
議 事 進 行 に ご 協 力 い た だ き あ り が と う ご ざ い ま し た。
曾 根 会 長 代 理 青 木 会 長、議 長 役 お 疲 れ さ ま で し た。
以 上 で 本 日 の 議 事 は 終 了 と な り ま す。長 時 間 に わ た り ま し
て、皆 さ ま お 疲 れ さ ま で し た。
以 上 を も ち ま し て 第 8 回 総 会 を 終 了 と い た し ま す。